

亀山市公告第36号

亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）第27条の規定により、同条例の実施状況について、次のとおり公表する。

令和3年5月13日

亀山市長 櫻井 義之

1 公文書の開示・訂正等の請求件数

（1）公文書の開示の請求件数 15件

実施機関別内訳

実施機関			件数	実施機関			件数
市長			7	行政委員会等	教育委員会		4
部署別内訳	総合政策部		0		監査委員		0
	生活文化部		2		選挙管理委員会		0
	健康福祉部		2		農業委員会		0
	産業建設部		0		公平委員会		0
	上下水道部		2		固定資産評価審査委員会		0
	防災安全課		0		病院事業管理者		4
	消防本部		1		議会		0
	消防署		0				

（2）公文書の訂正等の請求件数 0件

2 公文書の開示・訂正等に関する決定状況

（1）公文書の開示に関する決定状況

区分	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	不受理	取下げ	未決定
件数	9	4	2	2	0	0	0

注 公文書の開示の請求に対する決定の合計件数は、当該決定が複数の区分になるものがあつたため、公文書の開示の請求件数と、一致しない。

（2）公文書の訂正等に関する決定状況 0件

3 審査請求の件数 0件